

第三者委員会からの『再発防止に向けた提言』に基づく改革プランの実施状況(令和7年度)

R8.3.31

再発防止に向けた提言		市の取組	実施状況	所管課	◎実施済 ○一部実施 △代替 ×検討中
1 援助の専門性や質を高める研修を充実・実施					
①	外国人の対応を含む生活保護制度の取り扱い、在留資格などに関する知識の研修	生活保護制度や法令の知識・趣旨等現業員の技能向上に向けた研修の実施	・外部研修(5月7、12、15日、8月7、8日、11月10日～14日、11月6日、12月23日) ・内部研修(4月8日、8月6日、9月30日)	社会福祉課	◎
		面接・相談や対人支援に関する研修の実施	・外部研修(5月7、15日、7月30日、8月7、8日、12月15、16日) ・内部研修(5月12、13日、9月30日)	社会福祉課 こども課	◎
②	貧困への理解、生活困窮者への支援における心構えに関する研修	社会保障制度等に関する研修の実施	・外部研修(5月15日、7月8日、8月7、8日、11月10日～14日、11月6日) ・子どもの貧困対策に関するオンライン研修(1月～2月)	社会福祉課 こども課	◎
③	外国人への対応における心構えに関する研修	外国人への支援や人権等に関する研修の実施	・外部研修(5月15日、7月30日、8月7、8日、11月10日～14日)	社会福祉課 こども課	◎
			・外部講師による全課対象の研修を実施(12月17日)	市民協働課	◎
2 生活保護に関する相談体制や組織体制の整備					
①	生活保護行政に携わる職員を人員、資格を含め適正に配置すること	人員数、保有資格、在籍年数を考慮した職員の適正な配置	・国の配置基準に基づき適正数を配置 ・社会福祉主事資格を有した職員を配置 ・在籍3年以上の職員を継続して配置	人事課 社会福祉課	◎
②	福祉相談係と生活支援係の役割分担を明確にすること	生活困窮者からの相談における福祉相談係と生活支援係の役割分担の明確化・ルール化	・運用継続(令和6年度事務マニュアル整備完了済)	社会福祉課	◎
③	対応が難しい案件に関する査察指導の体制を整備すること	現業事務への査察指導員の積極的な介入と査察指導員の現業員に対する指導・援助の内容の明確化	・運用継続(令和6年度査察指導マニュアル整備完了済)	社会福祉課	◎
④	経験のある現業員(※1)や査察指導員(※2)を配置すること	現業員経験や社会福祉主事資格取得済みの職員の配置	・現業員経験のある査察指導員や社会福祉主事有資格者を配置	人事課 社会福祉課	◎
⑤	現場の職員が孤立しないよう上司や査察指導員が配慮すること	現業事務への査察指導員の積極的な介入と査察指導員の現業員に対する指導・援助の内容の明確化	・運用継続(令和6年度査察指導マニュアル整備完了済)	社会福祉課	◎
⑥	社会福祉士等専門職を福祉事務所に配置すること	社会福祉士等専門職の採用と福祉事務所内への配置	・社会福祉課への社会福祉士資格を有する職員の配置を継続	人事課 社会福祉課	◎
⑦	課長補佐職は、係長兼務ではなく、兼務を解き、課内全体を監督しつつ、職場の統制を取れるようにすること	兼務でない課長補佐の配置	・現業員経験のある係長や福祉業務経験のある職員を配置して管理職増員に代替	人事課 社会福祉課	△
⑧	対応困難事例を社会福祉課内で集積すること	困難事例の概要及び対応のデータベース化	・データベースに事例追加(令和6年度データベース化完了済)	社会福祉課	◎
⑨	近隣市との交流研修や情報交換を行うこと	西三河地域9市の生活保護事務研究会への参加と職員同士の関係づくり	・第1回西三河地域生活保護事務研究会参加(7月29日) ・第2回西三河地域生活保護事務研究会参加(2月27日)	社会福祉課	◎
3 相談現場の職員がいつでも相談できる任期付公務員の弁護士の採用					
		任期付公務員として弁護士の採用の検討	・配置継続	人事課 行政課	◎
4 通訳を相談現場に配置し積極的な活用					
		社会福祉課への通訳職員の配置	・配置継続(通訳職員・電話通訳・テレビ通訳システム)	社会福祉課 市民協働課	◎
5 相談窓口における相談者と職員のやり取りの録音					
		相談時における録音のルール化	・対面録音の実施自治体の調査 ・録音実施自治体ヒアリング実施 ・令和8年度から生活保護の申請に関する相談録音を実施する	経営管理課 社会福祉課	◎
6 外国人や生活困窮者にやさしいまちづくり施策の推進					
①	多文化共生のまちづくり — まずは権利保護を	外国人の人権に関する制度や生活困窮時に受けられる制度の周知の充実、市公式Webサイトの見直しの実施	・市公式Webサイトにポルトガル語版の「生活保護のしおり」を掲載(8月20日) ・生活に必要な基本的な制度や各種手当等をまとめた生活ガイドブック(5言語)の更新 ・広報あんじょう(8月号)へ「こどもの人権相談」に関する記事を掲載し、外国人を含む市民へ周知 ・広報あんじょう(12月号)「人権擁護委員について知っていますか」を掲載	市民協働課 市民安全課 社会福祉課	◎
②	違う文化や言語であることについての理解を深める政策を	町内会等をはじめとした、広く市民への文化交流や言語、人権に関する啓発の実施	・多文化共生サポーター制度、多文化共生推進活動事業補助金の開始・実施 ・町内会への機械翻訳機貸出、町内会加入案内の多言語化の実施 ・町内会や自主防災組織への多文化共生啓発の実施 ※自主防災リーダー養成研修(5月10日)、町内会長研修(6月3日)	市民協働課 市民安全課	◎
③	グローバルな人権保護への理解の必要性	町内会等をはじめとした、広く市民への文化交流や言語、人権に関する啓発の実施	・人権擁護委員：人権週間に係る啓発活動・特別相談(6月5日、12月4日)	市民協働課 市民安全課	◎
④	外国人や貧困問題に関する専門家と市民の対話の機会を	福祉等に関するイベントで外国人の人権等に関する啓発の実施	・七夕まつりでの多文化共生啓発の実施(8月3日) ・10月に「安祥文化のさとまつり」(10月12日)、デンパーク「安城の日」(10月18・19日)に啓発活動を実施	市民協働課 市民安全課 社会福祉課	◎
⑤	小中学校における多文化共生や貧困に関する教育プログラムの実施を	道徳などの授業や学校生活全般において、多文化共生や人権に関する啓発の実施	・道徳などの授業や学校生活全般において、人権教育及び多文化共生などについての学びを継続的に実施	学校教育課	◎
7 市民の声を聞きながら市の改革プランを策定し、その実現度を継続的にフォローアップ					
		アンケート調査の実施	・令和6年度アンケート調査実施・プラン反映・公表済	社会福祉課	◎
		プロジェクトチームの立ち上げと改革プランの策定・公表	・市公式Webサイトに令和6年度の実施状況及び令和7年度の改革プランを掲載(4月18日)	社会福祉課 ほか	◎
		改革プランの実施状況の確認・公表	・改革プラン(上半期)進捗状況及び下半期の予定を確認(10月29日) ・改革プラン(令和7年度)実施状況を確認(2月9日) ・取りまとめ、公表(3月末)	社会福祉課 ほか	◎

※1「現業員」：生活保護を受ける世帯(被保護世帯)を担当し、相談・援助活動を担う職員

※2「査察指導員」：現業員を指導・監督する職員